

## 平成31年第1回知内町議会定例会（4日目）

- ◎ 招集年月日 平成31年3月14日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成31年3月14日（木） 午後1時40分
- ◎ 閉会日時 平成31年3月14日（木） 午後2時26分

### ◎ 出席議員

1番	五十嵐捷爾	6番	吉田峰一
2番	成澤五郎	7番	花井泰子
3番	笠松悦子	8番	山田顕人
4番	松井盛泰	9番	谷口康之
5番	木村一	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 成澤五郎 7番 花井泰子

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野樹
総務企画課長	小田島伸二
生活福祉課長	田中志津夫
生活福祉課主幹	永田吉雄
税務会計課長	佐藤辰治
産業振興課長	西野俊一
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三原知明
建設水道課課長	佐藤和人
教育課長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	松本泰行
知内高等学校事務長	小嶋隆
知内高等学校事務主幹	長谷川将之
学校給食センター長	(帰山亮一)
代表監査委員	西内貞治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永茂
議事係長	筒井俊介

## 平成31年第1回知内町議会定例会議事日程

(第4号)

平成31年3月14日(木)午後1時40分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 2番、成澤五郎君 7番、花井泰子君
第2	委員会報告 第5号	平成31年度予算審査特別委員会報告について (委員長報告)
第3	議案第21号	知内町公民館運営条例の一部を改正する条例について
第4	議案第22号	知内町公民館使用条例の一部を改正する条例について
第5	議案第23号	教育委員会教育長の選任について
第6	意見書案1号	食品ロスに向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出について
第7	意見書案2号	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について
第8	議長発議	平成31年度常任委員会所管事務調査報告の実施について
第9	議長発議	平成31年度委員会管外行政視察の実施について
第10	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第11	議長発議	議会閉会中の各委員会の実施について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

知内町議会第1回定例会の4日目にお集まりいただきまして、ご苦労様です。今日もよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

本日、14日は休会の日ですが、予算審査特別委員会が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により会議を開くものであります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ここで一部、訂正をお願い致します。日程第11議会閉会中の議会運営委員会とありますが、各委員会に修正のほどお願ひ致します。日程第11議長発議、議会閉会中の各委員会の実施についてということであり、よろしくお願ひ致します。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、成澤五郎君及び7番、花井泰子君を指名します。

---

● 委員会報告第5号 平成31年度予算審査特別委員会審査報告について  
(委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、委員会報告第5号、『平成31年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題と致します。

平成31年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長 (吉田峰一)

委員会報告第5号、平成31年度予算審査特別委員会報告について。

予算審査特別委員会に付託した平成31年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成31年3月14日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成31年度予算審査特別委員会審査報告書。

平成31年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成31年3月14日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、吉田峰一。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第10号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第11号、知内町国営土地改良事業負担金等徴収条例について。議案第12号、知内町畑地かんがい施設管理条例について。議案第13号、知内町学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例について。議案第14号、平成31年度知内町一般会計予算について。議案第15号、平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第16号、平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第17号、平成31年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第18号、平成31年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第19号、平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第20号、平成31年度知内町水道事業会計予算について。

2、審査年月日、平成31年3月13日・14日(2日間) 3、審査場所、議会議場。

4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6、審査結果、付託された議案第10号から議案第20号までの11議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見

平成31年度における当初予算規模としては、骨格予算でありながら国営土地改良事業償還金4億2,777万円を含むことから、前年当初比で2,474万9千円減の41億925万1千円となっている。新規事業をはじめとする肉付け予算については、補正予算での計上が予定されている。

普通建設事業費における補助事業は「なし」と、前年当初比1億64万円減、単独事業については、国営土地改良事業償還金4億2,777万円及び買い物交流エリア環境整備

事業5, 760万円の増により、前年度当初比2億9, 476万8千円増(107.9%増)の5億6, 790万4千円となっている。

特別会計においては、国民健康保険事業など5特別会計の合計で13億8, 117万3千円、これに水道事業会計の1億8, 126万7千円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比4, 984万8千円減の56億7, 169万1千円となっている。

一般会計の歳入における町税は、町税全体で前年度決算見込み1, 708万9千円減の7億2, 404万3千円、普通交付税は、交付基準額を前年度交付額より5, 669万9千円減の16億6, 522万4千円と見込んでいる。

一方、公債費は、前年度当初比1億766万円減の6億7, 202万3千円で、減の要因としては、平成18年度発行の過疎対策事業債(主に知内小学校建設事業)の償還終了によるものである。

また、繰入金については、各種基金を目的に沿った事業へ充当するほか、財源不足への対応として財政調整基金から5, 543万5千円、公債費償還に充てるため減債基金から1億4, 936万9千円を繰入することとしている。

審査過程において出された意見の中で、「ものづくり産業振興事業」の制度見直しについては、見直しの前後で事業者間に不公平感が生じないように慎重に進められたい。また、その財源を確保するため、現在、教育振興基金に積立てしている「ふるさと納税寄付金」の活用も含め検討されたい。更には、知内町を更に応援していただけるような「ふるさと納税寄付金」の募集の仕方についても工夫を凝らしていただきたい。

中の川小学校の閉校に伴い設置された「文化交流センター」については、開設から10年を経過するところであるが、一部施設以外は利用が停滞している状況も見受けられることから、「知内町公共施設長寿命化計画」を策定する予定の中で、その活用について検討を進め、その結論を示されたい。

また、各地区の町内会館については、老朽化が進んでおり、地区住民から建替や改修を要望する声が多く聞かれていることから、町内会館の改修・建替の年次計画を示していただき、同時に各地区住民への説明や協議を進められたい。

今年度建設予定の「知内幼稚園」については、老朽化が進んでいることから、認定こども園開設へ向けて早急に民間保育園事業者との協議を進め、その結論をもって、新園舎建設の着手を急いでいただきたい。

学校給食及び保育所・園の給食費無料化については、これまで保護者負担であった食材費が町負担となるが、給食の質の低下を招くことがないように、食材の調達には十分な予算を確保し、地場の食材を活用するなど、これまでと同様に安全で安心な給食の提供に努められたい。

なお、予算の執行にあたっては、一般財源の不足に対応するため財政調整基金を繰入れる厳しい行財政運営が続くところと思われるが、「町財政の見える化」を進め、徹底した行財政改革に取り組んでいただくとともに、各種施策が効率的に実施されることはもとより、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、最大限の効果が上がるよう望むものである。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありましたが、委員会報告は付託された11議案について、全て原案のとおり決定であります。これから付託された11議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、採決を行います。

最初に議案第10号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第10号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第11号、『知内町国営土地改良事業負担金等徴収条例について』を議題とします。

これから、議案第11号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第12号、『知内町畑地かんがい施設管理条例について』を議題とします。

これから、議案第12号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第13号、『知内町学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第13号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第14号、『平成31年度知内町一般会計予算について』を議題とします。

これから、議案第14号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第15号、『平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第15号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第16号、『平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第16号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第17号、『平成31年度知内町介護保険特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第17号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第18号、『平成31年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第18号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第19号、『平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第19号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第20号、『平成31年度知内町水道事業会計予算について』を議題とします。

これから、議案第20号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

---

## ● 議案第21号 知内町公民館運営条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第3、議案第21号、『知内町公民館運営条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

### ◎ 社会教育課長(松本泰行)

議案第21号、『知内町公民館運営条例の一部を改正する条例について』。

知内町公民館運営条例の一部を次のように改正する。次のページです。知内町公民会運営条例の一部を改正する条例。知内町公民館運営条例(昭和34年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知内町公民館及び」及び「知内町字重内31番地の47及び」を削り、同条第2項を削る。今回の改正については、昭和42年建築の知内町公民館が、現在郷土資料館の一部として使用されていることから、施設の利用の現状にあったものに条例を整理するものです。予算説明資料の見出し7の、教育委員会説明資料、6ページに新旧対照表がありますので、後ほどご参照願います。最後に附則と致しまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。  
これから、議案第21号を採決します。  
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第22号 知内町公民館使用条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、議案第22号、『知内町公民館使用条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

### ◎ 社会教育課長(松本泰行)

議案第22号、『知内町公民館使用条例の一部を改正する条例について』。

知内町公民館使用条例の一部を次のように改正する。次のページです。知内町公民館使用条例の一部を改正する条例。知内町公民館使用条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。第1条中「知内町公民館及び」を削る。第7条中「別表1及び」を削り、「別表2」を「別表1」に改める。別表1を削り、別表2を別表1とする。内容については、先程と同様です。予算説明資料の見出し7の、教育委員会説明資料、7ページに新旧対照表がありますので、後ほどご参照願います。最後に附則と致しまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。  
これから、議案第22号を採決します。  
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

### ◎ 議長(伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

## ● 議案第23号 教育委員会教育長の選任について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第23号、『教育委員会教育長の選任について』同意を求める件についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

### ◎ 町 長（西山和夫）

議案第23号、『教育委員会教育長の選任について』であります。

下記の者を教育委員会教育長に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、上磯郡知内町字元町338番地4、氏名、本間茂裕、生年月日、昭和29年12月14日生まれであります。以上、ご審議賜りますようお願い致します。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本件はこれに同意することに、賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本案については同意することに決定しました。

暫時休憩します。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

それでは休憩を取り消し、会議を再開します。

それではここでただいま選任同意されました、本間教育長からご挨拶をいただきます。

### ◎ 教 育 長（本間茂裕）

一言、ご挨拶を申し上げます。選任の同意をいただき、謹んで感謝を申し上げます。改めて、その重責に身の引き締まる思いでございます。人は生まれた時から、その人生を全うする時まで、学び続けると申します。私は、その学びを支えさせていただくもの一人として、知内町の未来を見据え、教育行政の執行責任者として教育委員会を運営し、職員と共に職務を全うして参りたいと存じます。引き続き、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

ただいま再任されました、本間教育長からご挨拶をいただきました。ありがとうございました。引き続き、知内町教育行政発展の為にご尽力下さいますよう、特にお願いを申し上げます。



● 意見書案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、意見書案第1号、『食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎ 2番（成澤五郎）

お手元の意見書案の朗読をもちまして、提出と致します。

意見書案第1号、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成31年3月11日提出。提出議員、成澤五郎、賛成議員、松井盛泰議員、笠松悦子議員、五十嵐捷爾議員、木村一議員、吉田峰一議員、花井泰子議員、山田顕人議員、谷口康之議員。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書。

まだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記、1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2. 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月11日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣、以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑・討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、意見書案第2号、『妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎ 2番（成澤五郎）

同じく案文の朗読をもって、提出にかえます。

意見書案第2号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成31年3月11日提出。提出議員、成澤五郎、賛成議員、松井盛泰議員、笠松悦子議員、五十嵐捷爾議員、木村一議員、吉田峰一議員、花井泰子議員、山田顕人議員、谷口康之議員。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書。

妊婦は診断が難しい疾病や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的にない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記、1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症

や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月11日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、2件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

● 議長発議 平成31年度常任委員会所管事務調査報告の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『平成31年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。平成31年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、平成31年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定を致しました。

---

● 議長発議 平成31年度委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、『平成31年度委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うこととし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定致しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程10、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の各委員会の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、『議会閉会中の各委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中にグループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会並びに議会運営委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定致しました。

---

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成31年第1回知内町議会定例会を閉会致します。

どうも大変ご苦労様でした。

（ 閉会 午後2時26分 ）